

事 務 連 絡  
令和 7 年 3 月 1 9 日

就労移行支援事業所 管理者 様  
就労定着支援事業所 管理者 様

埼玉県福祉部障害者支援課長

### 障害者の就労支援に関する基礎的研修のご案内の送付について

県の障害児・者支援の推進につきましては、日頃格別の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、就労移行支援事業所の就労支援員、就労定着支援事業所の就労定着支援員は、令和 7 年 4 月 1 日からは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める研修（平成 2 1 年厚生労働省告示第 1 7 8 号）一のイに定める研修として実施される雇用と福祉の分野横断的な基礎的知識・スキルを付与する研修（基礎的研修）を受講していなければなりません。

ただし、令和 1 0 年 3 月 3 1 日までは、経過措置として、基礎的研修を受講しなくとも、就労支援員、就労定着支援員の業務に従事できます。

については、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構埼玉支部 埼玉障害者職業センター所長から、別添のとおり就労支援に関する基礎的研修の案内がありましたので周知いたします。案内のとおり、基礎的研修の受講を必須とされる職員については、令和 9 年度までに必ず受講していただきますよう、御確認願います。

#### 【 基礎的研修に関する問い合わせ先 】

埼玉障害者職業センター（担当：山森 様）  
埼玉県さいたま市桜区下大久保 136-1  
TEL：048-854-3222  
E-mail：STLC.4837@jeed.go.jp

＜担 当＞

施設支援担当 小俣

TEL:048-830-3314

事務連絡  
令和7年2月27日

就労移行支援事業所 担当者様  
就労定着支援事業所 担当者様

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構  
埼玉支部 埼玉障害者職業センター所長

#### 障害者の就労支援に関する基礎的研修のご案内の送付について

平素より当センターの業務運営にご協力いただきありがとうございます。

さて、令和7年度から実施される「障害者就労支援に関する基礎的研修のご案内」をお送りします。  
なお、受講いただくにあたり、いくつか留意事項がございます。ご確認の上、お申込みいただきますようお願い申し上げます。

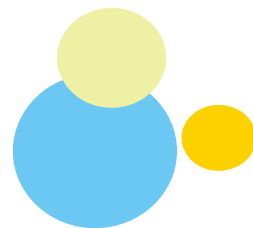
#### 記

- 1 基礎的研修の受講を必須とされる方については、令和9年度までに必ず受講してください。令和6年度までに「就業支援基礎研修」を受講された方についても、受講の必要があります。ただし、令和7年までに、以下の4つの研修を修了した方は免除されます。
  - ①障害者就業・生活支援センター主任就業支援担当者研修
  - ②障害者就業・生活支援センター就業支援担当者研修
  - ③職場適応援助者養成研修（大臣指定機関による養成研修を含む）
  - ④職場適応援助者スキル向上研修
- 2 受講の優先順位は「基礎的研修のご案内」の通りです。当面は必須とされる方の受講申し込みが集中することが想定され、申し込みが受理されない可能性もありますのでご留意ください。その場合は、次回以降の申し込みをお願いします。
- 3 就業支援基礎研修は令和6年度で終了しました。当該研修修了加算の取り扱いについては、県・市の担当課にお問い合わせください。

#### 【本件に関する問い合わせ先】

埼玉障害者職業センター(担当:山森)  
埼玉県さいたま市桜区下大久保136-1  
TEL 048-854-3222  
E-mail STLC.4837@jeed.go.jp

# 基礎的研修のご案内



JEEDでは、障害者雇用対策基本方針（令和5年厚生労働省告示第126号）にもとづき、障害者の就労支援に携わるみなさまが、雇用・福祉分野の人材が両分野に横断的に求められる知識等を習得することを目指す「雇用と福祉の分野横断的な基礎的知識・スキルを付与する研修（基礎的研修）」を実施します。

## ▶▶基礎的研修の受講対象となる方

基礎的研修は、就労支援の基礎的な内容を学ぶ**初学者の方を対象**とした研修です。厚生労働省により、受講を必須とされる方が示されています。その他、福祉、医療等の施設で就労支援を担当される方、職場適応援助者養成研修の受講を予定している方、企業で障害者雇用の担当をしている方も受講対象となります。

## ▶▶基礎的研修の受講を必須とされる方

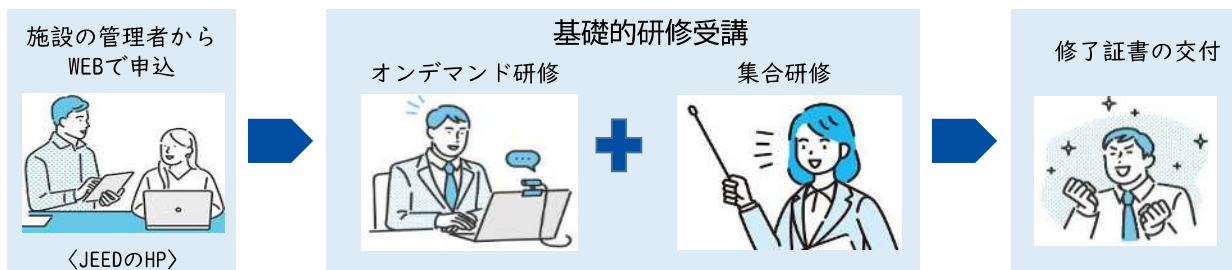
- 障害者就業・生活支援センター 就業支援担当者
- 障害者就業・生活支援センター 生活支援担当者
- 就労移行支援事業所 就労支援員
- 就労定着支援事業所 就労定着支援員

令和7年度までに次の研修を修了した方は、基礎的研修の受講が免除されます

- ・障害者就業・生活支援センター主任就業支援担当者研修
- ・障害者就業・生活支援センター就業支援担当者研修
- ・職場適応援助者養成研修（大臣指定機関による養成研修を含む）
- ・職場適応援助者支援スキル向上研修

## ▶▶基礎的研修の流れ

JEEDのホームページから受講申請してください。受講決定した方は、オンデマンド研修と集合研修の両方を受講します。修了した方に修了証書を交付します。



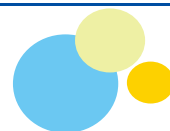
## ▶▶基礎的研修の内容

### ■オンデマンド科目（9科目 560分）

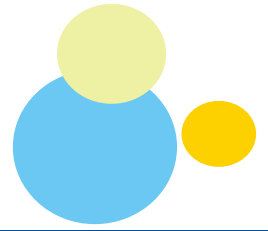
科目1（80分）	科目4（60分）	科目5（60分）
就労支援の理念・目的	就労支援機関の役割と連携	障害特性と職業的課題Ⅰ（身体障害、難病）
科目6（60分）	科目7（60分）	科目8（60分）
障害特性と職業的課題Ⅱ（知的障害、発達障害）	障害特性と職業的課題Ⅲ（精神障害、高次脳機能障害）	労働関係法規の基礎知識
科目9（60分）	科目10（60分）	科目12（60分）
企業に対する支援の基礎	ケースマネジメントと職場定着のための生活支援・家族支援	企業における障害者雇用の実際

### ■集合研修科目（5科目 340分）

科目2（50分）	科目3（50分）
就労支援のプロセスⅠ（インターク～職業準備性向上のための支援）	就労支援のプロセスⅡ（求職活動支援～定着支援）
科目11（100分）	科目13（90分）
アセスメントの基礎	地域における就労支援の取組
科目14（50分）	
講義の振り返り	



# 基礎的研修のご案内



## ▶▶受講の優先順位

基礎的研修は、厚生労働省により受講の優先順位が示されています。

本研修は、受講が必須とされる方から受講を決定するほか、次の優先順位に基づき、受講を決定します。なお、同一順位内では、申請順で受講を決定いたします。

### 受講が必須とされる方の優先順位

【1】 障害者就業・生活支援センター 就業支援担当者

【2】 障害者就業・生活支援センター 生活支援担当者  
就労移行支援事業所就労支援員  
就労定着支援事業所就労定着支援員

のうち、この業務に就いてから2年以上経過している方

【3】 障害者就業・生活支援センター 生活支援担当者  
就労移行支援事業所就労支援員  
就労定着支援事業所就労定着支援員

のうち、この業務に就いてから2年未満の方

### 受講が必須とされていない方の優先順位

【4】 上記【1】～【3】以外の方で、職場適応援助者養成研修の受講を予定している方

※大臣指定機関による養成研修を含む

※このうち、企業に在籍し障害者職業生活相談員資格認定講習を修了した方の優先順位は【7】

【5】 医療、福祉等の機関において障害者の就労支援を担当している方

【6】 企業の方であって職場適応援助者養成研修の受講を予定していない方

【7】 障害者職業生活相談員資格認定講習を修了した方で、企業に在籍型職場適応援助者養成研修の受講申請を予定している方

## ▶▶留意事項（必ず事前に確認してください）

### 受講申請に関する事項

■受講申請は専用サイトから行います。電話やFAXでの申請は受付できません。



申請はWEBのみ

■申請できるのは、勤務先の所在する都道府県の地域障害者職業センターが行う基礎的研修のみです。他の都道府県で実施する基礎的研修への申請はできません。



勤務地の所在する都道府県内で受講

■受講申請は受講希望者の在籍する施設（勤務先）の管理者が行ってください。個人からの受講申請は受付できません。



申請は管理者から

### 受講人数の調整に関する事項

■一施設から複数名の申請があった場合、1名に限定していただく可能性があります。



あらかじめ、ご承知おきください

■定員を超える申請があった場合、申込期間中であっても早期に受付を締め切る可能性があります。優先順位が高い場合でも締め切後の追加受講決定を行うことはできません。

### 研修の受講、修了に関する事項

■オンデマンド研修受講期間はあらかじめ決まっています。期間内にオンデマンド研修動画の視聴及びテストが終了しない場合、集合研修を受講することはできず、再度、受講申請することになります。

■集合研修は、理由を問わず、規定の受講時間を満たさない場合、研修を修了することはできません。集合研修を修了できない場合は、翌年度末までは集合研修のみ受講申請をすることができます。

## 埼玉障害者職業センター



住所 〒 338-0825

埼玉県さいたま市桜区下大久保136-1

E-mail STLC 4837@jeed.go.jp

電話 048-854-3222

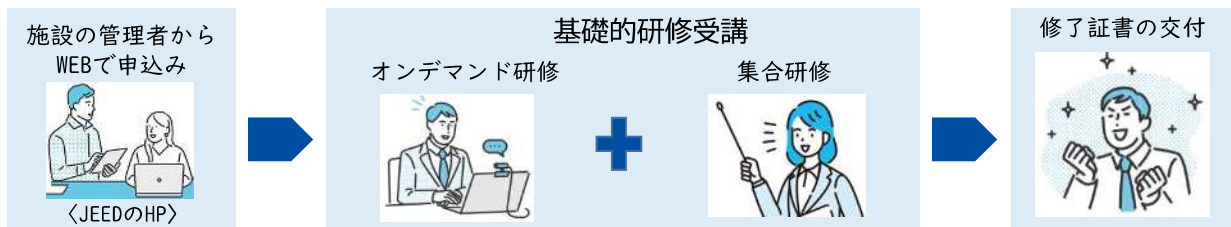
障害者の就労支援に関する基礎的研修

令和7年度

# 研修日程のご案内

無料

埼玉障害者職業センターでは、次のとおり障害者の就労支援に関する基礎的研修を行います。詳しくはJEEDホームページをご確認ください。  
みなさまの申込みをお待ちしています。



## 令和7年度の開催予定

第1回	定員60名程度	受講申請期間	4月2日(水)~4月17日(木)		<a href="#">click 申込はこちら</a>
		オンデマンド研修受講期間	4月24日(木)~5月28日(水)		
		集合研修実施日程	令和7年6月25日(水)		
第2回	定員60名程度	受講申請期間	5月29日(木)~6月13日(金)		<a href="#">click 申込はこちら</a>
		オンデマンド研修受講期間	6月26日(木)~7月24日(木)		
		集合研修実施日程	令和7年8月21日(木)		
第3回 <small>会場注意</small>	定員60名程度	受講申請期間	(調整中)		
		オンデマンド研修受講期間	(調整中)		
		集合研修実施日程	10月中旬		
第4回	定員60名程度	受講申請期間	10月24日(金)~11月8日(土)		<a href="#">click 申込はこちら</a>
		オンデマンド研修受講期間	11月21日(金)~12月19日(金)		
		集合研修実施日程	令和8年1月16日(金)		

## 申込みに関する留意事項

- 県外からの申込みは受付できません。
- 定員を大幅に超える申込みがあった場合、申請期間中であっても早期に受付を締め切る可能性があります。
- 一施設から複数名の申込みがあった場合、1名に限定していただく可能性があります。
- 受講にあたり配慮が必要な方は、「JEED研修電子申請サービス」の申請フォームに配慮事項等を記入してください。なお、第1、2、4回の会場は階段のみとなり、エレベータはありません。バリアフリー対応が必要な方は、第3回を選択してください。

## 集合研修会場のご案内 (第1回、第2回、第4回)

埼玉職業能力開発促進センター 【会場住所】 埼玉県さいたま市緑区原山2-18-8  
(ポリテクセンター埼玉)  
別館2階大教室 【時間】 9:20~16:50 (受付開始9:00~)

## 集合研修に関するお願い

- 集合研修には「オンデマンド研修受講証明書」を印刷し、ご持参ください。
- 第3回は下記の会場を予定しております。  
埼玉教育会館 (201・202会議室) 〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-12-24

## 基礎的研修のお問合先

- 受講申請システムの操作 (平日9:00~17:00) e-TUMOコールセンター:0120-464-119 (固定電話から)/0570-041-001 (携帯電話から)
- 研修内容、その他 (平日9:30~17:00) 職業リハビリテーション部人材育成企画課 (JEED本部) : 043-297-9095

埼玉障害者職業センター



住所 〒 338-0825

E-mail STLC4837@jeed.go.jp

埼玉県さいたま市桜区下大久保136-1

電話 048-854-3222

らしく、はたらく、ともに